

平成30年8月27日 開 会

平成30年8月27日 閉 会

第15回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第15回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月27日(月) 午後1時30分から午後2時39分
 2. 開催場所 中里庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

①農業委員 22名

会 長 12番 村山 隆義
 会長職務代理 21番 樋口 富行

1番 小林 幹司	7番 若井 君男	14番 水品 直子	20番 古高 悟
2番 丸山 和之	8番 北村 公太郎	15番 村山 幸夫	22番 島田 勝広
3番 田中 茂夫	9番 長津 俊男	16番 相澤 成一	
4番 菅井 太一	10番 須藤 英雄	17番 水品 正幸	24番 富井 公一
5番 柳 茂	11番 佐藤 三代治	18番 村山 太郎	
6番 庭野 喜由	13番 近藤 正男		

欠席委員 19番 上原 貞俊、23番 中島 勝志

②推進委員(招集委員 9名)

10番 小島 一夫	19番 中村 庄平		
17番 宮澤 貞二	20番 水品 成良	28番 山賀 巳喜夫	
18番 山家 勝一	21番 村山 進一	31番 高橋 清一	

欠席委員 22番 高橋 勝則

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

- 報告第1号 新潟県農業会議からの平成30年7月分の答申について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について(26件)
- 報告第3号 農地転用事実確認願いについて(9件)
- 報告第4号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて(5件)
- 報告第5号 農地利用配分計画について(新潟県農林公社 4件)

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件)
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件)

- 日程第4 十日町市農用地利用集積計画について
 議案第4号 十日町市農用地利用集積計画について
 ・利用権設定、所有権移転（26件）

- 日程第5 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局 事務局長	栗原 茂	川西事務所 主任	上村 和輝
本局 次長	富井 悟	松代事務所 係長	柳 高浩
本局 係長	上村 大	松代事務所 臨時職員	宮沢真奈美
本局 臨時職員	恩田 栄子	松之山事務所 係長	樋口 利一
十日町事務所 主任	宮澤 国彦	松之山事務所 臨時職員	福原 洋子

6. 会議の内容
 別紙の通り

7. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第15回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、19番委員、23番委員から欠席の届けが出されております。したがって、24名中2名欠席でございますが、在任委員の過半数が出席でありますので、第15回総会が成立することを宣言いたします。

次に、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、指名させていただきます。

第15回総会議事録署名委員は、2番委員と3番委員のご両名からお願いしたいと思います。

あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 ありがとうございます。

それでは、議案に入ります。日程第2、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第1号から第5号までございますが、全て報告が終わった後、ご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局、報告願います。

【報告第1号～第5号説明】

村山議長 ただいま事務局から報告第1号から第5号まで報告ございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 次に進ませていただきます。

続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、5件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 それでは、議案1ページの議案第1号をごらんください。今月の農地法第3条の許可申請は5件です。それでは、本会議の農地法第3条の許可申請ですが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

【議案第1号、54番朗読】

村山議長 では、54番につきまして、担当委員、説明願います。

16番 両者に確認してまいりました。渡し人と受け人は、親子じゃなくて、祖父と孫の関係であります。小さいときから育ててきたということがありまして、子供じゃなくて孫に相続するという形になりました。記載のとおりですが、よろしく願います。

村山議長 担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では55番、説明願います。

【議案第1号、55番朗読】

村山議長 では、55番につきまして、担当委員、説明願います。

7番 双方に電話して確認しました。記載のとおり間違いありませんので、よろしく願います。

村山議長 では、55番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では次、56番、説明願います。

【議案第1号、56番朗読】

村山議長 では、56番につきまして、担当委員、説明願います。

11番 両人に確認してまいりました。記載のとおり間違いはないんですが、○○○〇さんと△△△△さんが赤土をとったんで、航空写真で見てもどこがどこの場所か全然わからないようになっている状態でございます。譲受け人の方と現地を確認して間違いのないということでございましたので、よろしく願います。

村山議長 担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということで、では57番、説明願います。

【議案第1号、57番朗読】

村山議長 では、57番につきまして、担当委員、説明願います。

13番 場所は下条の為永です。8月23日に双方に訪問し、記載内容に間違いのないことを確認しました。双方は、本家、分家の親戚関係であります。今回権利関係を明確にする意味もあるようでした。よろしく願います。

村山議長 では、57 番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では 58 番、説明願います。

【議案第 1 号、58 番朗読】

村山議長 では、58 番につきまして、担当委員、説明願います。

10 番 受け人には電話で、渡し人には直接本人に面談して確認してまいりました。場所は、5 月に〇〇さんの孫の△△君が買った土地の裏手でございます。△△君は農家じゃないので、農地を買えないということで、〇〇さんのほうが残った部分を買って受けて続けて耕作するというところでございました。以上です。よろしくお願います。

村山議長 では、58 番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということで、では議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、5 件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。5 件につきまして許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように扱わせていただきます。続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件申請が出ておりますので、ご審議をお願いいたしたいと思っております。では、事務局、説明願います。

事務局 それでは、議案 3 ページの議案第 2 号をごらんください。今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

【議案第 2 号、8 番朗読】

村山議長 では、この 8 番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

13 番 場所は、下条の原です。8 月 14 日に十日町事務所の担当者と現地を確認しました。そして、翌 15 日に申請人に記載内容に間違いがないことを確認しました。申請人は、住宅敷地に大きな池が、養殖用の池ですが 2 枚と、下条下組で数枚の池でニシキゴイの養殖をしておりますが、冬はどうしても越冬するために、池には入れておかれなくて、屋根のついた鳥獣被害の防げるものをつくる

ということで申請したそうです。よろしくお願いいいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、改めてお諮りします。「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件許可することに決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件の申請が出ております。この内容のご審議お願いしたいと思います。では、事務局、説明願います。

事務局 議案4ページの議案第3号をごらんください。今月の農地法第5条の許可申請は6件です。

【議案第3号、51番朗読後、説明】

村山議長 では、51番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

7番 8月7日に松代支所の担当者と現地を調査いたしました。その後双方に電話して確認したところ、記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいいたします。

村山議長 では、51番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では52番、説明願います。

【議案第3号、52番朗読後、説明】

村山議長 では、52番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 8月13日に川西支所の担当者と現地を確認しました。19日に本人の〇〇さんには電話で内容を確認しました。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいいたします。

村山議長 では、52番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では53番、説明願います。

【議案第3号、53番朗読後、説明】

村山議長 では、53番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

2 番 23 番委員の案件なのですが、本日欠席ということで私のほうで報告させていただきます。8月10日に川西支所の担当者と現地を確認したそうです。両者とも確認したら記載のとおり間違いなかったということでしたので、よろしくをお願いします。

村山議長 では、53 番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では54番、説明願います。

【議案第3号、54番朗読後、説明】

村山議長 では、54番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

9 番 8月17日に事務局と一緒に現地を確認してきました。場所は、六箇地区の田麦という集落の通称原というところでございます。譲り受け人の〇〇〇〇さんには電話で、渡し人の△△さんには直接会いまして確認をしてきました。記載のとおり間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 では、54番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では55番、説明願います。

【議案第3号、55番朗読後、説明】

村山議長 では、55番につきまして、担当委員、説明願います。

10 番 受け人の〇〇さんの方には電話で従前に伺っておりましたので、その後8月13日に十日町事務所の担当と現地を確認してまいりました。場所は、池谷地内の△△さんの自宅があった裏手と、字名に家ノ脇となっておりますが、計3筆あるんですが、家ノ脇に66㎡の農地があったのを無断転用してしまったということで、始末書つきで申請が上がっております。あとは記載に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。以上です。

村山議長 では、55番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では56番、説明願います。

【議案第3号、56番朗読後、説明】

村山議長 では、56番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

15 番 8月13日、支所の担当者と一緒に現地で会いまして、転用する部分を確認し

てまいりました。8月20日に両者に電話にて確認をとりました。議案書のとおり間違いございませんでしたので、よろしく願いいたします。

村山議長 では、56番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたしたいと思っております。この6件について許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。
続きまして、日程第4、十日町市農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条、この規定による十日町市農用地利用集積計画についてでございます。

新規設定、再設定、そして所有権移転を含めて26件が出されております。この利用集積計画について、所有権移転1件を含む新規設定21件と、借り手変更はございませんので、再設定5件、計26件についてご審議をお願いいたします。

なお、この議案につきましては、事務局の読み上げを行わず、順番に担当委員の確認報告後に一括してご意見、ご質問を受け付けるということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、事務局から概要説明願います。

事務局 それでは、議案6ページの議案第4号をごらんください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が20件、所有権移転が1件、利用権の再設定が5件で、合計が26件でした。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

村山議長 それでは、審議に移りたいと思っておりますが、まず8ページの686番、31番委員の担当ですが、ちょっとご都合があつて早目に説明させていただきたいという申し出がありましたので、686番、説明願います。

(推) 31番 まことに済みません。686番の案件ですが、〇〇君がなかなかつかまらなくて、今日やっと何とか連絡とれて、案件のとおり間違いのないことを確認しましたので、よろしく願いいたします。

村山議長 では、次に673番、説明願います。

(推) 19番 出し手にはお会いして聞き取りをいたしました。受け手は電話で確認いたし

ました。この案件は、親子間の経営移譲です。場所も田んぼ、畑も一応確認してきました。案件に相違ございません。よろしくどうかお願いいたします。

村山議長 では次、674番。

(推) 19番 この案件も親子間の経営移譲です。両方ともお会いして確認させていただきました。田んぼ、畑とともに確認をいたしました。案件に間違いございません。よろしくどうかお願いいたします。

村山議長 次、675番。

(推) 18番 675番、679番、2件私の担当ですので、説明します。

675番、これは親子関係の経常移譲であります。679番は、親子関係の経営移譲年金の関係で、記載のとおり間違いありません。よろしく申し上げます。

村山議長 次、681番。

(推) 21番 きょう22番推進委員が欠席のため、私のほうから報告させていただきます。この件につきましては、親子関係でありまして、その旨の事を確認済みであるということを確認させていただきました。

村山議長 次、682番。

(推) 19番 出し手のほうは、かつて高倉にいました。今は伊勢平治で過ごしております。高倉と伊勢平治、ちょっと距離があるんで、出し手のほうが通うに大変だというようなことで、お友だちの受け手にご相談したら、ぜひともやらせてくれということでありました。受け手のほうは奥さんの名前なんですが、だんなさんが住民票の登録が十日町にないんで、奥さんの名前になっております。仕事は、だんなさんがするそうでございます。距離は遠いんですけども、一生懸命にやると、そういう連絡を受けております。対価に関しては、ほかのところよりちょっと安いと思うんですけども、この地域には適当な対価だと思っております。よろしくご審議お願いいたします。

村山議長 次、683番。

(推) 20番 電話で確認しましたところ、記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしく申し上げます。

村山議長 次、684番。

(推) 10番 出し手の方は病気で今入院されておまして、奥様に確認いたしました。農林公社を通じて、〇〇さんという方が耕作することになったそうです。事情はちょっとよく聞き取れなかったんですが、間違いなく農林公社のほうに出すんだということで奥様から伺っております。以上です。よろしく申し上げます。

村山議長 次、685番。

(推) 17番 本人とは近所の集落なんですけど、私のほうからちょっと電話でもって確認しました。間違いないことを報告いたします。よろしくご審議願います。以上です。

村山議長 次に、687番から10ページの695番まで、担当委員お二方になっているのかな、これ続けて説明願います。

(推) 21番 それでは、687番、〇〇さんには電話で確認いたし、このとおりでございます。また、688番につきましては、22番推進委員のほうで確認し、間違いないということでありました。

次、689番であります。△△さんにつきましても電話で確認させていただきました。

続いて、690番、□□さんにも8月18日に電話で確認させていただき、間違いありませんでした。

次に、691番、同日に◎◎さんにも電話で確認させていただきました。間違いありませんでした。

692番、同日に●●さんに確認させていただきました。間違いありませんでした。

次に、693番ですが、▲▲さんは老人ホームに入られているということで、奥様に確認をさせていただき、間違いないということでありました。

次に、694、695番、22番推進委員であります。この2件につきましても、確認をした結果、間違いないということでありました。

一つ飛んで697番もよろしいでしょうか。

村山議長 お願いします。

(推) 21番 次、番号697番であります。坪山、〇〇さん、これは坪山地区の西の山に該当するわけですが、受け手が中条でもあることから、直接本人にお会いいたしまして、確認いたしました。間違いないということでありましたので、よろしく願いいたします。

村山議長 では、696番、報告願います。

(推) 28番 〇〇さんには直接会ってお話しさせていただきました。間違いないということでした。△△さんについては、息子さんのほうに連絡してほしいということだったので、息子さんのほうに電話連絡いたしまして、確認をとりました。以上です。よろしく願いいたします。

村山議長 これでは26件についての確認報告終わりましたが、皆さんご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特になければ、この計画に基づいて利用権の設定を進めるように市へ回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように回答させていただきます。

次に、日程第5、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 それでは、議案13ページの議案第5号をごらんください。議案の左側は、農林課からの平成30年8月10日付十農林第675号、農用地利用配分計画(案)の意見聴取についての記載と、右側には、それに対する農業委員会の意見案を記載しております。

また、次の14ページには、農用地利用配分計画(案)となっております。先ほど議案第4号の「農用地利用集積計画について」ご審議いただきました中に、農地中間管理機構経由で貸したものが2件ありました。その2件の借受者の一覧が農用地利用配分計画(案)にございます。左側から2列目に強化法ナンバーとありますとおり、こちらの番号が議案書の農用地利用配分計画の受け付け番号で、その右側へ順に土地の所有者、借受者の住所、借受者の氏名、応募者リストナンバーを表示、一番右側に口座振り込み日を表示しております。農用地利用配分計画(案)に対する意見につきましては、土地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、異議ないものと認めますとして農林課に送付したいと思いますが、ご審議をお願いします。

村山議長 では、ただいま事務局より説明ございました、この配分計画案につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないということでございますので、議案第5号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、異議なしで回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 では、そのように進めさせていただきます。

これで議案につきましては、全て終わったんですが、きょう14番委員より情報提供があるそうでございますので、では、その他といたしまして、14番委員より情報提供いただきたいと思います。

14番 先日22日に今年のお米の仮渡金が決まりましたので、ご説明いたします。コシヒカリJA1等米につきましては、1万7,500円で去年との同額でございます。そして、出荷契約超過米の仮渡金は支払いをしない予定でしたが、全農にいがたへの販売委託により、仮渡金の支払いをいたします。コシヒカリ1等につきましては、1万3,500円だそうです。早生、こしいぶき等は1万3,300円、あきたこまち等は一般米ですが、1万2,900円だそうです。それで、収穫期出荷対策説明会が農家組合長さんのほうから個々に配布されております、説明会がありますので、ご都合のつく方はご出席していただきたいと思います。以上、報告を終わります。

村山議長 ありがとうございます。

今仮渡金について決定したということで報告いただいたんですが、では情報提供等、あるいは意見等ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

村山議長 ほかに皆さんから意見等、あるいは情報提供等ないようでしたら、以上をもちまして第15回総会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。